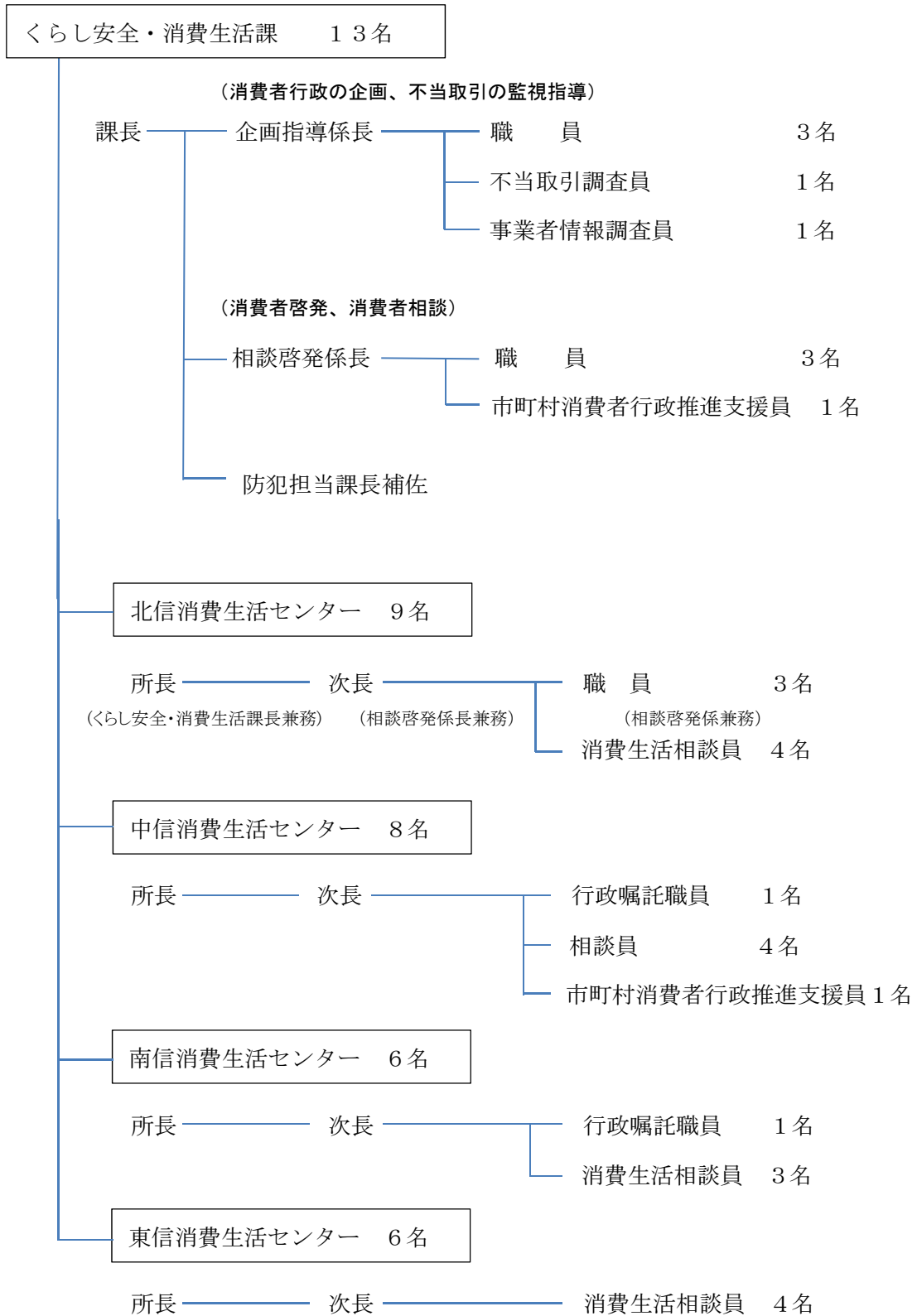


長野県の消費者行政の状況について

1 組織

(1) 組織体制（平成 29 年 4 月 1 日現在）



(2) 当初予算額の推移

単位：千円

事業名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総合的な消費者施策の推進	28,301 (27,560)	56,692 (56,443)	248	455	2,121 (1,168)
消費者取引の適正化及び安全の確保	5,303 (2,896)	5,325 (2,912)	5,425 (2,646)	5,425 (2,883)	5,482 (2,881)
消費者の自立支援	43,973 (40,059)	43,350 (39,668)	31,558 (28,006)	28,350 (24,741)	32,395 (28,832)
消費者相談の充実	106,109 (55,639)	99,664 (48,371)	105,789 (53,617)	118,246 (66,021)	123,623 (69,345)
防犯意識向上	—	—	—	903 (540)	1,061 (685)
計	175,586 (114,240)	205,031 (90,652)	143,020 (64,976)	153,379 (94,185)	164,682 (102,911)

() は、上記のうち交付金、活性化基金等の計。平成 25 年度、27 年度は補正後の予算額。

**長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画に
おける施策の数値目標について**

項目	内容	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度目標	備考
最重点目標	特殊詐欺被害認知件数	190件	297件	215件	90件	暦年で集計
重点目標	高齢者等の見守りネットワークの構築	25市町村	40市町村	48市町村	全市町村	
	市町村消費生活センターの人口カバー率	57.0% (12市)	74.2% (16市 1町)	76.8%	100%	28年度新設 池田町※1 松川村※1 白馬村※1 小谷村※1 富士見町※2 原村※2
	消費生活サポーターの登録	145人	221人	269人	300人	26年度 事業開始
	出前講座・セミナーの開催	220回	240回	211回	200回	

※1 大町市消費生活センターで相談・苦情処理
(「連携協定」「消費生活相談の広域的対応に関する協定」による)

※2 茅野市消費生活センターで相談・苦情処理
(「消費生活相談の広域的対応に関する協定」による)

事業実績等

(1) 事業者指導による消費者取引の適正化及び安全の確保

ア 特定商取引に関する法律

◆行政処分（業務停止2件、指示1件）

年月日	取引形態	違反行為	処分
H28. 3. 9	訪問販売 (低周波・電気マッサージ 組合せ家庭用医療機器)	勧誘目的等不明示、不実の告知	業務停止 3か月
H28. 6. 28	特定継続的役務提供 (エステティック)	概要書面・契約書面の不交付、 債務の一部履行拒否	業務停止 3か月
H29. 2. 21	訪問販売 (排水管洗浄、防蟻工事、 床下補強、住宅リフォーム)	勧誘目的等不明示、契約書面の 記載不備	指示

◆行政指導

年度	25年度	26年度	27年度	28年度
口頭指導	4件	1件	5件	3件

イ 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

年度	25年度	26年度	27年度	28年度
措置命令				
注意等の行政指導	13件	6件	7件	13件
違反事実無・打切	11件	19件	19件	12件
公取委（消費者庁） へ通知	1件			
計	25件	25件	26件	25件

ウ 家庭用品品質表示法

◆立入検査の実施状況

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
検査店舗数	205 店舗	222 店舗	301 店舗	263 店舗
検査品目数	34 品目	42 品目	39 品目	33 品目
検査点数	2,164 点	3,280 点	3,923 点	8,368 点
違反点数	6 点	1 点	0 点	2 点
上記違反の 対象品目	手袋 タオル 浴室用器具	湯たんぽ	—	食事用、食卓 用又は台所用 のアルミニウ ムはく バケツ

※平成 24 年度より県の検査対象地域は町村部のみ

エ 消費生活用製品安全法

◆立入検査の実施状況

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
立入販売店舗数	312 店舗	256 店舗	252 店舗	254 店舗
実 店 舗 数	109 店舗	150 店舗	155 店舗	170 店舗
違 反 件 数	0 件	0 件	0 件	0 件

※平成 24 年度より県の検査対象地域は町村部のみ

※立入販売店舗数及び実店舗数は、「P S Cマーク関係」と「長期使用製品安全点検制度関係」の総数となる。

オ 多重債務者無料相談会（弁護士会及び司法書士会と連携）

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
開催回数	8 回	8 回	8 回	8 回
相談件数	39 件	46 件	40 件	19 件
面接	44 件	35 件	40 件	19 件
電話	2 件	4 件	0 件	0 件

(2) 消費者教育の充実

ア 特殊詐欺等悪質商法被害防止対策の推進

県警察本部と連携を図り次の事業を実施 【28 年度実施状況】

項 目	概 要
「特殊詐欺、ひとごとじゃない！」キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 弾を実施 H28. 2. 16～H28. 12. 31 ・訓練型出前講座の実施 高齢者向け（48 回、1,762 名） 働き盛り世代向け（12 回、544 名） ・特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証（1,137 企業・団体）

項 目	概 要
長野県消費者被害防止対策推進会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議を H28.7.27 に開催 (構成団体 65 団体)
啓発資料の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特殊詐欺、ひとごとじゃない！」キャンペーンチラシの作成・配布 (250,000 枚) ・ 還付金等詐欺防止ポスターの作成・配布 (A 2 : 2,500 枚、A 3 : 2,500 枚) ・ 啓発用クリアファイルを作成し、出前講座等で配布 (20,000 部) ・ 特殊詐欺啓発用ポスター、チラシ、クリアファイルの作成・配付 (ポスター : 1,500 枚、チラシ : 51,000 枚、クリアファイル : 43,000 部) ・ 特殊詐欺被害未然防止声かけシートを作成し、コンビニエンスストアに配布 (2,000 部) ・ フォトフレームセットを作成し、出前講座等で配布 (2,000 個) ・ 早わざクーリング・オフはがきリーフレットの作成・配付 (10,000 部) ・ 「ストップ！消費者被害」リーフレットの作成・配付 (10,000 部) ・ 小中学生向けリーフレットの作成 (中学生向け 1,000 部、小学生向け 1,000 部)
高齢者見守りネットワーク構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の消費者被害防止見守り研修会の実施 須坂市 (参加人数 : 116 名) 伊那市 (参加人数 : 40 名) ・ 啓発用グッズ (カレンダー、救急絆創膏の作成・配布)
被害防止啓発テレビ CM の制作・放送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 峰竜太氏、下嶋兄氏親子起用の働き盛り世代向けテレビ CM 9 月～11 月に県内民放全 4 局で全 88 本放送 ・ 「特殊詐欺、人ごとじゃない！」のミニ番組 (4 回) を制作し 11 月、12 月にかけて民放 1 社で放映 ・ パブリシティを 9 月～1 月に民放 3 社で実施 ・ インターネット広告を 9 月～12 月に配信 アンケート調査の実施 ・ シネアドによる啓発を 11 月～12 月に実施 アンケート調査の実施
プロサッカーチームと連携した特殊詐欺被害防止啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松本山雅 FC 及び AC 長野パルセイロ・レディースでの冠試合の実施 選手等との写真撮影 選手等出演による CM 放映 ミニ講座、ピッチ 1 周 ・ アンケート調査の実施

項目	概要
消費生活サポーター	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座の開催（計4回開催） （7月1回、8月3回） ・既登録者の研修会を開催 （12月4回開催） ・H28年度新規認定者数：55名 ・H28年度末認定者数 合計：269名 ・消費生活サポーター制度周知用チラシの作成・配付 （5,000部）
特殊詐欺等悪質商法被害防止街頭啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、年金支給日の街頭啓発活動を実施 第15回 H28. 4. 15（金） 第16回 H28. 6. 15（水） 第17回 H28. 8. 15（月） 第18回 H28. 10. 14（金） 第19回 H28. 12. 15（木） 第20回 H29. 2. 15（水）

イ 消費生活情報の提供

対象	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
消費者全般	ホームページ	通年	通年	通年	通年
	メールマガジン	月1回配信 （月初めの開庁日）	月1回配信 （月初めの開庁日）	月1回配信 （月初めの開庁日）	月1回配信 （15日）
	くらしまる得情報	年4回発行 （6, 9, 12, 3月）	年4回発行 （6, 9, 12, 3月）	年4回発行 （6, 9, 12, 3月）	年4回発行 （6, 9, 12, 3月）
	啓発資料		ストップ!消費者被害（改定版）		
高齢者	関ブロ共同キャンペーン	9月 （ポスター・リーフレット配布、特別相談）	9月 （ポスター・リーフレット配布、特別相談）	9月 （ポスター・リーフレット配布、特別相談）	9月 （ポスター・リーフレット配布、特別相談）
	啓発資料	特殊詐欺等悪質商法被害防止キャンペーン事業として実施	特殊詐欺等悪質商法被害防止対策事業として実施	特殊詐欺等悪質商法被害防止対策事業として実施	特殊詐欺等悪質商法被害防止対策事業として実施

対象	区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
若者	関ブロ共同 キャンペーン	1～3月 (ポスター・リーフレット配布・掲示、特別相談)	1～3月 (ポスター・リーフレット配布・掲示、特別相談)	1～3月 (ポスター・リーフレット配布・掲示、特別相談)	1～3月 (ポスター・リーフレット配布・掲示、特別相談)
	啓発資料	多重債務啓発資料(高校3年生等)	多重債務啓発資料(高校3年生等)	多重債務啓発資料(高校3年生等)	多重債務啓発資料(高校3年生等)

ウ 悪質商法についての注意喚起情報の提供

年 度	内 容 等
28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外事業者とのインターネット通販におけるトラブル ・ 光回線サービスの卸売に関する電話勧誘トラブル ・ 平成 28 年熊本地震に便乗した悪質商法、詐欺に注意 ・ 定期購入が条件であることがわかりにくい通信販売に注意 ・ 美容医療サービスにおける高額請求トラブルに注意 ・ SNS を用いて有料動画の未払い料金の名目で金銭を支払わせようとする事業者に注意 <p style="text-align: right;">など</p>
27 年度	18 件
26 年度	22 件
25 年度	23 件

エ セミナー・講座の開催、消費者との意見・情報交換

◆くらしのセミナー等

	25年度		26年度		27年度		28年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
テーマ	18回	1,063人	29回	1,334人	25回	1,213人	22回	1,087人
	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしの安全（リコール情報） ・スマートフォンの仕組み ・特殊詐欺被害防止 ・かしこい消費者になろう ・エンディングプランを考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止見守りネットワーク構築 ・スマートセーフティ ・だまされる心理 ・食生活と健康食品 ・終活講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・「機能性表示食品制度」って何？ ・特殊詐欺、ひとごとじゃない！ ・聞いて学ぼう！通信販売 ・電力の小売全面自由化が始まります！ 	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 電気通信サービスに関する消費者保護ルール 1-2 仲間づくりは笑いから 2 特殊詐欺をなくすために私たちができること 3 衣類等の洗濯表示が新しくなります！～新しい記号と意味を学んで洗濯・クリーニングトラブルを防ごう！～ 4 片付け講座～安全で快適な暮らしの始め方～ 				

◆出前講座（学校関係）

区分	25年度		26年度		27年度		28年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
大学・短大・専門	22回	5,059人	25回	5,462人	24回	5,288人	12回	3,270人
高校	10回	760人	8回	581人	4回	170人	23回	1,188人
中学校	2回	34人	13回	321人	1回	22人		
小学校			1回	35人				
特別支援学校	2回	56人	2回	53人			1回	25人
教員・その他					7回	272人		
計	36回	5,909人	49回	6,452人	36回	5,752人	36回	4,483人

◆出前講座（団体・その他）

区 分	25 年度		26 年度		27 年度		28 年度	
消費者団体 (消費者の会含む)	34 回	973 人	31 回	831 人	29 回	637 人	24 回	518 人
福祉事業従事者向け	19 回	4,693 人	15 回	3,864 人	16 回	4,953 人	7 回	287 人
高齢者向け	55 回	1,857 人	73 回	3,010 人	92 回	2,864 人	84 回	2,513 人
企業	3 回	233 人	1 回	47 人	5 回	224 人	10 回	276 人
その他	19 回	1,067 人	22 回	2,118 人	36 回	1,444 人	28 回	5,408 人
計	130 回	8,823 人	142 回	9,870 人	178 回	10,122 人	153 回	9,002 人

◆地方消費者フォーラム

実行委員会として参加

主 催：地方消費者フォーラム（関東ブロック）実行委員会、消費者庁

日 時：平成 29 年 2 月 9 日 10:30～15:30

場 所：ホテルメトロポリタン長野

テーマ：もっとつながろう地域から～安全・安心な消費者市民社会に向けて～

◆生活設計金銭教育： 県金融広報委員会との連携による普及啓発

オ 消費者教育推進講師の派遣

希望する学校に対し、専門の講師を派遣 【28 年度実施状況】

延 6 校（小学校延 3 校、中学校 3 校） 参加者 419 人

学校名 (実施日)	テーマ	派 遣 講 師	参加人数
佐久市立 泉小学校 (H28. 7. 22) (1 回目)	e-ネット安心講座 (情報モラル 個人情報 を守るってどういうこ と?)	e-ネットキャラバン協力企業社員 NTT 東日本-関信越長野支店 岩村 英二 氏	小 4 : 49 小 6 : 62 教員 : 7 計 118
佐久市立 泉小学校 (H29. 2. 24) (2 回目)	物やお金の大切さに気づ き、計画的な使い方を考 えよう	長野県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 宮原 則子 氏	小 3 : 38 小 4 : 37 教員 : 5 計 80
長野市立 塩崎小学校 (H28. 11. 22)	インターネット犯罪や消 費者トラブルについて (情報モラル教育)	公益社団法人日本消費生活アドバ イザー・コンサルタント協会 東日本支部所属 金藤 博子 氏	小 6 : 56 教員 : 18 計 74

学校名 (実施日)	テーマ	派遣講師	参加人数
長野市立 裾花中学校 (H28. 10. 21)	社会生活の中で自分・仲間の守り方について (情報モラル教育)	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 東日本支部所属 金藤 博子 氏	中2 : 31 教員 : 7 計 38
長野市立 豊野中学校 (H29. 1. 10)	自分の力で正しい選択ができる賢い消費者になろう	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者教育委員会 経済市民教育推進グループ所属 奥原 早苗 氏 窪田 久美子 氏	中1 : 93 教員 : 6 計 99
長野市立 七二会中学校 (H28. 12. 19)	契約をめぐる問題	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 宮原 則子 氏	中3 : 8 教員 : 2 計 10

(3) 消費生活相談体制等の充実

ア 消費者被害救済の充実

事業名	事業内容等
消費者被害救済委員会の運営	設置年月：平成21年8月 付託実績：0件 委員会開催：年1回 平成29年3月10日開催 〔あっせん不調案件の相談概要の情報提供を行っている（4半期毎）〕 消費者被害が多発した事案や消費者の利益が著しく侵害される紛争について、知事の付託に応じ、あっせん・調停を行う委員会を設置・運営

イ 市町村相談体制の強化・支援

事業名	25年度		26年度		27年度		28年度	
	市町村数	実施額	市町村数	実施額	市町村数	実施額	市町村数	実施額
ア 消費生活相談機能整備事業・強化事業 [消費生活センター等の設置]	8	5,736	4	1,652	1	30	4	772
イ 消費生活相談員養成事業 [消費生活相談員養成のための研修参加支援]	-	-	-	-	-	-	-	-
ウ 消費生活相談員等レベルアップ事業 [担当者のレベルアップのための研修参加支援]	17	1,713	14	831	16	1,543	15	1,468
エ 消費生活相談体制整備事業 [消費生活相談員の配置]	9	9,747	12	14,418	13	18,311	19	21,686
オ 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 [啓発、消費者教育等]	24	25,853	19	19,759	23	19,525	22	21,974
計	29	43,049	27	36,660	29	39,409	28	45,900

(4) 関係団体等との連携強化

ア 消費者団体との意見・情報交換

○消費者団体連絡協議会との懇談会の開催（年1回）

○「市町村消費者行政窓口と消費者団体との懇談会」

（消費者団体連絡協議会主催、県下9会場）

イ 消費者団体等活動支援事業に対する助成

○平成24年度から、県内の民間団体が実施する消費者問題に関する学習会、講演会などの経費に対して補助することにより、団体活動の支援を実施

25年度 6団体 1,298千円

26年度 5団体 552千円

27年度 4団体 829千円

28年度 6団体 1,319千円

平成29年度施策体系

くらし安全・消費生活課

平成29年度当初予算額 184,467 千円 (国庫支出金87,616 財産収入6 繰入金11,425
雑入1,909 一般財源81,511 県債2,000)

(平成28年度当初予算額 173,989 千円)

基本方針・施策		予算額 (千円)	分野
し あ わ せ 信 州 県 民 生 活 の 安 全 確 保	I 県民の安全・安心	0	消費生活の安定と向上
	1 商品・サービスの安全・安心		
	(1) 食品の安全・安心の確保		
	(2) 消費者事故情報等の収集及び提供		
	2 物価の安定と情報提供		
	3 持続可能な消費生活		
	II 商品・サービスの適切な選択機会の確保	5,482	
	1 適正な商取引の確保		
	(1) 悪質事業者に対する厳正な指導、処分		
	(2) 不適切な表示に対する立入検査、指導		
	(3) 割賦販売における事業者指導		
	2 多重債務者対策の強化		
	III 消費者教育の充実	32,395	
	1 消費生活情報の発信・啓発		
	2 消費者教育・学習		
(1) 消費者教育の推進方策の検討			
(2) 学校等における消費者教育の推進			
(3) 地域・職域等における消費者教育の推進 (新)適格消費者団体設立支援等			
(4) 消費者教育を担う人材の育成			
3 環境教育・食育等への取組			
IV 県民意見の反映	2,121		
1 透明性の確保			
(1) 消費生活審議会の運営 (新)第2次基本計画策定等			
(2) 消費者施策等の公表			
2 県民意見の施策への反映及び消費者団体との協働			
V 相談窓口の強化	123,623		
1 県消費生活センターの機能強化 (新)南信消費生活センター改修設計委託等			
2 市町村相談体制の充実・強化			
小計(163,621)	
I 交通安全運動の推進	2,425	交通安全対策	
1 交通安全運動推進本部・地方部の運営			
2 交通安全功労者等の表彰			
II 交通安全啓発活動	2,607		
1 季別の交通安全運動等における広報啓発			
2 地域別重点啓発事業			
(新)3 自転車の安全な利用普及推進事業			
4 交通安全関係団体の支援			
III 交通事故相談所の運営	14,753		
長野本所、松本支所、飯田支所、上田支所			
小計(19,785)	
I 安全安心なまちづくりのための関係機関・団体との協働	0	防犯対策	
安全安心なまちづくりのための関係機関・団体との連絡、調整			
II 防犯意識向上のための広報啓発	685		
働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクト			
III 自主防犯活動の活性化	376		
1 自主防犯ボランティア活動に関する情報発信			
2 自主防犯ボランティア活動支援			
IV 犯罪のおきにくい環境づくり	0		
公共空間における犯罪のおきにくい環境づくり			
小計(1,061)	

＜平成 29 年度消費者行政事業概要＞

H29 当初予算額 163,621 千円(うち一財 61,395 千円)
H28 当初予算額 152,476 千円(うち一財 58,831 千円)

I 県民の安全・安心のために

1 商品・サービスの安全・安心

(単位：千円)

施 策	事 業 内 容	H29	H28
(1) 食品の安全・安心の確保			
不適切な表示に対する事業者指導	国及び県表示担当課（食品表示法、景品表示法等）が情報の共有、連携を図りながら、関連する業界団体を含めた事業者指導を徹底する。	—	—
業界団体等と協働した事業者啓発広報（後掲）	適正な食品表示の徹底に向けて、関連する業界団体等と協働し、事業者に対する講習会の開催など、法令等の趣旨の徹底を図る。	—	—
食品表示法の運用	平成 27 年に食品表示法が施行され、包括的、一元的な表示制度となったことから、法律の適切な運用、執行体制の整備を行う。	—	—
(2) 消費者事故情報等の収集及び提供			
消費生活庁内連絡員の配置	消費生活に関連する業務を所管する部局に消費生活庁内連絡員を配置し、県民の生命・身体に危害が及ぶおそれのある製品事故等の情報を収集する。	—	—
リコール情報・重大事故情報等の収集・提供	PIO-NETなどからの情報を通じて、リコール情報、注意喚起情報及び重大事故情報等を広く収集し、各種媒体を通じて速やかな提供、周知を図る。	—	—
消費生活用品の立入検査・指導	消費生活用製品安全法に基づき、販売事業者への立入検査・指導を実施する。	—	—
製品テストの実施	県民の生命・身体に危害が及ぶ恐れのある製品事故は、消費者庁へ報告するとともに、国民生活センター等の専門機関を通じ必要に応じて製品テストを実施する。	—	—

2 物価の安定と情報提供

施 策	事 業 内 容	H29	H28
生活関連物資等の監視、調査及び公表	生活関連物資等の価格の動向と需給の状況等を監視し、必要に応じて消費生活条例に基づき価格、需給動向を調査し、結果を公表する。	—	—
石油製品価格動向調査の実施及び公表	県内の石油製品価格の動向を調査し、調査結果を公表する。	—	—
関係団体との情報交換と県民への情報提供	石油事業者団体との定期的な情報交換、情報収集を行い、県民に対し石油製品価格の動向等に関する情報を提供する。	—	—

II 商品・サービスの適切な選択機会の確保のために

【5,482千円（国庫支出金：2,647 雑入：234 一財：2,601）（H28：5,425千円）】

1 適正な商取引の確保

※下段の（ ）は国庫支出金及び基金繰入金額

施策	事業内容	H29	H28
(1) 悪質事業者に対する厳正な指導、処分			
徹底した事業者指導と行政処分	PIO-NETを活用し、被害状況の傾向・分析を行い、県内での悪質な事案は、国や他の自治体と情報共有、連携し、徹底した事業者指導・行政処分を行う。	211	211
注意喚起情報の発信及び警察との連携強化	消費生活センターへの苦情相談等から、詐欺的な勧誘の情報を直ちに県民に提供、注意喚起を行うとともに、被害防止に向けた対策を警察との連携を強化して取り組む。	—	—
事業者指導・処分のための専門職員の配置・育成	不当取引調査員及び事業者情報調査員を配置し、研修等による能力向上を図り、効果的な事業者指導・処分を行う。	5,055 (2,647)	4,998 (2,646)
(2) 不適切な表示に対する立入検査、指導			
不適切な表示に対する事業者指導（再掲）	国及び県表示担当課（食品表示法、景品表示法等）が情報の共有、連携を図りながら、関連する業界団体を含めた事業者指導を徹底する。	—	—
家電製品の販売に係る適正表示調査	家電販売団体等と協働し、家電販売の適正表示調査を行う。	—	—
家庭用品の立入検査・指導	家庭用品品質表示法に基づき、販売事業者への立入検査・指導を実施する。	—	—
業界団体等と協働した事業者啓発広報	適正な食品表示の徹底に向けて、関連する業界団体等と協働し、事業者に対する講習会の開催など、法令等の趣旨の徹底を図る。	—	—
(3) 割賦販売における事業者指導			
事業者からの報告徴収・立入検査の実施	友の会や冠婚葬祭互助会から財産状況や業務運営に関する事項等の報告を徴収し、定期的な立入検査を実施する。	—	—
	いわゆる個別クレジット販売において、県民に被害が発生した場合には、報告を求めるとともに、立入検査を実施する。	—	—

2 多重債務者対策の強化

施策	事業内容	H29	H28
多重債務相談の実施	県民からの多重債務相談に対して、多重債務問題改善プログラムに沿って、課題解決を図る。	—	—
多重債務者対策協議会の運営	関係団体・機関21団体と連携、協働し、多重債務者の生活再建や被害の未然防止策についての現状認識、今後の事業展開への情報交換及び協議を行う。	—	—
多重債務者無料相談会の開催	多重債務者の状況に応じた債務整理の方法を助言するため、弁護士会及び司法書士会と協働した無料相談会を開催する。	—	—
金融経済教育の強化	教育委員会及び金融広報委員会等と連携し、多重債務に関する知識の普及啓発及び金融金銭教育を積極的に推進する。	216	216
ヤミ金融業者対策の徹底	いわゆるヤミ金融業者に関する情報及び相談窓口を開設し、警察への通報及び監督上の処分を徹底する。	—	—

Ⅲ 消費者教育の充実のために

【32,395千円（国庫支出金：26,048 基金繰入金：1,500 雑入：1,284 一財：3,563）

（H28：38,350千円）】

1 消費生活情報の発信・啓発

施策	事業内容	H29	H28
消費生活相談窓口の周知	県・市町村の相談窓口の役割の周知を行い、相談の掘り起こしを積極的に行う。	—	—
消費生活情報の発信・啓発	県ホームページ、メールマガジンにおける注意喚起情報や広報誌等を通じて、随時消費者被害の情報及び対策について発信する。 出前講座やワークショップを取り入れた啓発に取り組む。	2,296	2,315
高齢者に対する消費者被害情報の発信	関係する機関と連携して、高齢者を狙った悪質商法の消費者被害防止対策推進会議を開催し、啓発資料の配付や各種媒体を活用した情報発信を行う。	16,032 (15,674)	13,408 (13,050)
見守りネットワークを通じた啓発	地域の見守りネットワークを構築し、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体及び市町村社会福祉協議会等との協働により高齢者の被害防止活動を支援する。	4,552 (4,552)	3,979 (3,979)
若者に対する消費者被害情報の発信	各種媒体を活用し、若者を狙った消費者被害の実態、防止策等を啓発、発信する。	4,244 (3,861)	4,900 (4,517)

2 消費者教育・学習

施策	事業内容	H29	H28
(1) 世代等を超えた消費者教育の推進方策の検討			
消費者教育推進地域協議会の開催	消費者教育を体系的、総合的かつ実践的に推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、より効果的に推進するための方策を協議・検討する。	—	—
消費者団体等との協働	効果的な消費者教育の推進について、消費者団体等とも協働して、推進方策を検討する。	450	450
(2) 学校等における消費者教育の推進			
《小学校、中学校、高等学校、特別支援学校》			
学校における外部人材の活用	学校において、県の実施する出前講座や地域で活動する消費者団体等の人材を活用して、消費者教育を推進する。また、必要な専門講師を積極的に登用する。	411 (411)	411 (411)
高等学校における教材の作成・活用	高校生が高等学校における消費者教育のための教材作成を行うよう支援する。 作成された教材を活用した消費者教育に取り組む。	—	—
小中学校における啓発教材の配付	小中学校における啓発教材を作成し、配布する。	—	—
《大学、専修学校等》			
消費者教育推進の要請	大学の学生等を対象とした出前講座を実施する。 大学等の設置者に対し、消費者教育の実施及び消費者に配慮できる職業人としての教育の拡充を求める。	—	—

施 策	事 業 内 容	H29	H28
(3) 地域・職域等における消費者教育の推進			
消費者教育の拠点整備	消費生活センターを消費者教育の普及啓発及び人材育成等の拠点として強化する。 市町村と連携し、消費者教育を生涯学習の一環として推進するための場として、公民館を活用できるよう検討する。	—	—
消費生活講座等の開催	地域における消費者教育推進のため、くらしのセミナー及び出前講座を積極的に開催する。	611	611
地域における消費者教育の環境整備	地域における消費者教育の推進のため、担い手である人材の育成や市町村への取り組み強化の要請を行う。	50 (50)	—
学校、地域、消費者団体との協働した消費者教育の取組	児童・生徒や高齢者等がそれぞれ抱える消費者問題を共有化し地域力を向上するため、学校、地域、消費者団体が連携・協働した学習会などを検討する。	1,500 (1,500)	—
消費者団体等の活動支援	地域で活動する消費者団体や福祉団体等が開催する講習会及び啓発活動などに支援を行い、地域における消費者教育を推進する。	1,500 (1,500)	1,500 (1,500)
職域における消費者教育の推進	職域における消費者教育の推進のため、経済団体等への要請のほか、くらしのセミナー及び出前講座等の開催について広報するとともに、事業者、従事者の参加を促進する。	—	—
(4) 消費者教育を担う人材の育成			
消費者教育の拠点整備（再掲）	消費生活センターを消費者教育の普及啓発及び人材育成等の拠点として強化する。	—	—
学校における人材育成	学校における消費者教育の向上を図るため、文部科学省や国民生活センターの実施するセミナーや講座への参加など指導的な役割も持つ教職員のレベルアップを図るとともに、教職員を対象にした消費者教育研修会を開催する。	—	—
地域・職域における人材育成	地域、職域における人材の育成のため、消費者団体や福祉団体、事業者・事業者団体、大学等と協働して消費生活サポーターを養成し、研修会等を通じて地域力の向上に取り組む。	749	776

3 環境教育・食育等への取組

施 策	事 業 内 容	H29	H28
環境団体等と協働した取組	学校・地域における消費者教育及び環境学習の推進のため、環境団体やNPOとも協働して取り組む。	—	—

IV 県民意見の反映のために

【2,121千円（国庫支出金：1,168 一財：953）（H28：455千円）】

1 透明性の確保

施策	事業内容	H29	H28
(1) 消費生活審議会の運営			
消費生活審議会の運営	県消費生活行政の重要事項の審議のため、消費生活審議会を設置・運営する。 施策全般の執行状況について、消費生活審議会に報告し評価を受けるとともに、審議過程の意見等について施策への反映を図る。	2,121 (1,168)	455
(2) 消費者施策等の公表			
施策等の公表	消費生活行政全般にわたる透明性を確保するため、施策や消費生活審議会における審議状況等をホームページ等で公表する。	—	—

2 県民意見の施策への反映及び消費者団体等との協働

施策	事業内容	H29	H28
県民意見の受付窓口	「県民ホットライン」や県消費生活情報のホームページに掲載されたメールアドレスに寄せられた意見等を参考に施策への反映を図る。	—	—
消費者団体等と協働した取組（再掲）	消費者団体等との意見交換会を開催し、意見・要望の施策への反映を図るとともに、施策の推進にあたっては、セミナーや市町村との懇談会を共催する等、協働して取り組む。	1,500 (1,500)	—
消費者団体等の活動支援（再掲）	地域で活動する消費者団体や福祉団体等が開催する講習会及び啓発活動などに支援を行い、地域における消費者教育を推進する。	1,500 (1,500)	1,500 (1,500)

V 相談窓口の強化のために

【123,623千円(国庫支出金:57,068 基金繰入金:9,925 雑入:352 県債:2,000 一財:54,278)
(H28:118,246千円)】

1 県消費生活センターの機能強化

施策	事業内容	H29	H28
消費生活相談員による相談・あっせんの実施	県の消費生活センターに消費生活相談員を配置し、県民からの相談・苦情の受け付けやあっせんを実施するとともに、市町村消費生活相談窓口の支援を行う。	55,104	51,087
相談員の相談技術の向上	相談技術の向上及び専門性の確保を図るため、国や国民生活センター等の研修に参加する。	1,516 (1,335)	1,516 (1,335)
苦情処理専門員の配置	専門的な法律知識を必要とする相談・あっせんに対応するため、弁護士等の苦情処理専門員を配置する。	960	960
消費者被害救済委員会の設置・運営	被害の多発、消費者利益が著しく侵害される紛争について、知事の付託に応じて、あっせん・調停を行うため、消費者被害救済委員会を設置・運営する。	78	78
弁護士会との協働	弁護士会と協働による懇談会を開催し、直近の相談動向や対処方法等について、課題の共有を図る。	—	—
消費生活相談窓口の周知(再掲)	県・市町村の相談窓口の役割の周知を行い、相談の掘り起こしを積極的に行う。	—	—

2 市町村相談体制の充実・強化

施策	事業内容	H29	H28
《市町村相談体制の整備》			
市町村消費生活センター設置促進	市町村における消費生活センター設置促進と広域連携による消費生活センター設置促進を支援する。	54,537	53,278
市町村相談窓口機能強化への支援	市町村相談窓口への啓発資料の提供のほか、消費生活相談員の配置や啓発事業などに支援する。	(54,537)	(53,278)
《市町村相談窓口への技術的支援》			
相談員等の技術的支援	相談員等の相談技術向上のための研修会を開催する。県消費生活センターに市町村消費者行政推進支援員を配置し、相談業務に対する助言を行う。	8,429 (8,122)	8,421 (8,103)
相談員の確保対策	相談員を確保するため、養成研修の実施や人材バンクを充実する。	2,999 (2,999)	2,906 (2,906)